

海外調査方針（概要）（案）

1 調査目的

犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討を行うにあたり、諸外国における犯罪被害者等に対する補償制度、社会保障制度等について、その理念や背景、財源、課題等を含め調査し、犯罪被害者等に対する経済的支援の状況を把握することにより、我が国における上記の検討に活用する。

2 現地調査実施時期

平成 24 年 1 月～2 月（遅くとも 3 月初め）

3 調査対象国（5か国）

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国

4 調査事項

- 理念・趣旨
- 財源
- 犯罪被害者等に対する経済的支援の内容（補償制度、根拠法令、手続、支給対象、支給内容等）
- 犯罪被害者等にも適用される社会保障・福祉制度の内容
- 日本における典型的なケース（モデルケース・複数）について、各国ではどのように補償・救済されているか。

5 調査対象機関

(1) イギリス

- ・ 内務省
- ・ 犯罪被害補償審査会（CICA）～被害者対象の給付事業～
- ・ 被害者基金（VICTIMS FUND）を運用する機関
- （・ National Health Service（NHS）～医療サービス～を含めて調査）

(2) アメリカ

- ・ 司法省司法プログラム局犯罪被害者対策室～犯罪被害者基金の運営～
- ・ ニューヨーク州犯罪被害者委員会

(3) ドイツ

- ・ 連邦労働社会福祉省
- ・ デュッセルドルフ援護庁

(4) フランス

- ・ 補償委員会（CIVI）
- ・ 犯罪被害補償基金（FGTI）

(5) 韓国

- ・ 法務部・検察庁
- ・ 被害者支援センター

6 調査員

事務局において有識者と相談予定